（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第七条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一文部科学省の項中「水戸原子力事務所　日本学士院」を「日本学士院」に改める。

（文部科学省組織令の一部改正）

第八条　文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節　施設等機関（第八十九条―第九十一条）　第五節　地方支分部局（第九十二条）」を「第四節　施設等機関（第八十九条―第九十二条）」に改める。

第七条中第二十一号及び第二十二号を削り、第二十三号を第二十一号とし、第二十四号から第二十八号までを二号ずつ繰り上げる。

第八条中第二十二号を削り、第二十三号を第二十二号とし、第二十四号から第二十七号までを一号ずつ繰り上げる。

第九条中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、第二十一号を削り、第二十二号を第二十号とし、第二十三号から第二十五号までを二号ずつ繰り上げる。

第五十四条中「四課」を「三課」に、「産業連携・地域支援課　放射線対策課」を「産業連携・地域支援課」に改める。

第五十八条を次のように改める。

第五十八条　削除

第六十七条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とする。

第七十一条第四号を削り、同条第五号中「前号に掲げるもののほか、」を削り、同号を同条第四号とし、同条中第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

第七十六条中第十三号を削り、第十四号を第十三号とする。

第一章第五節の節名を削る。

第九十二条を次のように改める。

第九十二条　削除

（原子力規制庁組織令の一部改正）

第九条　原子力規制庁組織令（平成二十四年政令第二百三十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「、六」を「、七」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第六条の規定による改正後の特別会計に関する法律施行令（以下この項において「新特会法施行令」という。）の規定は、平成二十五年度の予算から適用し、エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定の平成二十四年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、同条の規定による改正前の特別会計に関する法律施行令の規定により定められる電源開発促進勘定の電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策の平成二十五年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、新特会法施行令の規定により定められる電源開発促進勘定の電源立地対策（以下「新電源立地対策」という。）、電源利用対策（以下「新電源利用対策」という。）及び原子力安全規制対策（以下「新原子力安全規制対策」という。）の区分に従って、電源開発促進勘定の歳入に繰り入れるものとする。

2　電源開発促進勘定の平成二十四年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、新電源立地対策、新電源利用対策及び新原子力安全規制対策の区分に従って、同勘定に繰り越して使用することができる。

3　この政令の施行の際、電源開発促進勘定に所属する権利義務は、新電源立地対策、新電源利用対策及び新原子力安全規制対策の区分に応じ、同勘定に帰属するものとする。

4　前項の規定により電源開発促進勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、新電源立地対策、新電源利用対策及び新原子力安全規制対策の区分に応じ、同勘定の新電源立地対策、新電源利用対策及び新原子力安全規制対策の歳入及び歳出とする。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
経済産業大臣　茂木　敏充
環境大臣　石原　伸晃

平成二十五年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五号

平成二十五年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十四条第二項第二号及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（調整対象給付費見込額に係る率）

第一条　平成二十五年度における高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第三十四条第二項第二号の政令で定める率は、百分の百四十三とする。

（前期高齢者加入率の下限割合）

第二条　平成二十五年度における法第三十四条第四項の政令で定める割合は、百分の一とする。

附　則

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　安倍　晋三